

令和5年度第1回協働支援会議

令和5年5月8日（月）午後2時から

本庁舎6階 第2委員会室

出席者：新宿区長、藤井委員、関口委員、平野委員、田中委員、佐藤委員、伊藤委員、  
宮端委員、大柳委員

事務局：地域コミュニティ課長、西堀係長、植木主任、仁部主事

地域コミュニティ課長 それでは、令和5年度第1回協働支援会議を開催いたします。  
私、本日司会を務めさせていただきます、地域コミュニティ課長の村上と申します。よろ  
しくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきたいと思えます。初めに、吉  
住新宿区長から委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしま  
すので、その場にてご起立をお願いいたします。

藤井浩司委員。

吉住区長 委嘱状。藤井浩司様。新宿区協働支援会議委員を委嘱します。任期令和5年  
4月1日から令和6年3月31日まで 令和5年4月1日 新宿区長 吉住健一。

地域コミュニティ課長 関口宏聡様。

吉住区長 委嘱状。関口宏聡様。今後ともよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 平野覚治様。

吉住区長 委嘱状。平野覚治様。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 田中史朗様。

吉住区長 委嘱状。田中史朗様。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 佐藤奈穂美様。

吉住区長 委嘱状。佐藤奈穂美様。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 伊藤清和様。

吉住区長 委嘱状。伊藤清和様。よろしくお願いいたします。

伊藤委員 ありがとうございます。

地域コミュニティ課長 宮端啓介様。

吉住区長 委嘱状。宮端啓介様。よろしく申し上げます。

地域コミュニティ課長 それでは、吉住区長から一言ご挨拶を申し上げます。区長、よろしく申し上げます。

吉住区長 本日はお忙しい中、このようにご参集賜りまして誠にありがとうございます。ただいまご紹介いただきました新宿区長の吉住健一でございます。ただいま委嘱状をお渡しさせていただきましたが、どうかよろしく願いいたします。

この協働支援会議でございますけれども、この会議体自体は20年ほど前に立ち上げられてきて、これまで区との協働事業ですとか、あるいはおのおのの地域で各団体が活動されている活動事業につきましてどのように展開していくか、また区と連携できるか。そうしたことでご意見をいただいております。従来から委員としてご活躍いただいた方にも引き続きご協力をいただいております。

この間、行政に対する住民の皆様、あるいは区民の皆様からのいわゆるこれは行政で担ってもらえないかというニーズがどんどん広がってきています。一方で、私たちは行政改革の中でいかに人件費を減らしていくか。いわゆる職員の人数を減らしていくか。そういった観点からも取り組んでいかなくてはなりませんし、同時に増え続ける行政需要に対してどのようにすればそこをカバーできるのか。そうしたことを念頭に置きながら仕事をさせていただいております。

その一方で想像だにできなかったようなことが、従来の役所ですと、これは行政の仕事なのかどうか。そこの判然としない部分を含めて、ただそれを担う人が誰もいないということになれば、行政でどのような形でタッチしていくのか、区別するか。そういったことも必要となってまいります。そうしたときに実際に現場でいろいろ問題意識を持って活動していただいている地域の団体の皆様、または住民の皆様。そういったような方々とどのように連携していくか。そうしたことも大所高所からこの会議体を通じてご指導いただいております。

今後もしろんな事象というのは起きてまいりますので、そうしたことに對しまして各委員の皆様方から専門的、あるいは自分の固有の興味の範囲でありましたり、そうしたところから自由闊達にご意見をいただければありがたいと思っております。協働推進基金の助成金制度の適正な運用のあり方についてもご意見をいただいております。そうした補助金制度のあり方についても、皆様方からよりこうしたほうが透明性が高い、あるいは効率的だ、効果的だ。そういったようなご意見もいただければありがたいなというふうに思っております。

おります。

基本的には住民の皆様ですとか、区内の企業の皆様からいただいた寄附金なども積み立てをしながらそうした事業に充てさせていただいております。納得のいただけるような活動ができればと思いますので、今後ともご指導のほどよろしく願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様の方から自己紹介をお願いしたいというふうに思います。資料1、協働支援会議委員の名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、それでは藤井委員からお願いいたします。

藤井委員 着席したままでよろしいでしょうか。着席したまま失礼させていただきます。

先ほども今ご紹介いただきました藤井浩司です。委員区分としては学識経験ということでご承認いただきました。現職は早稲田大学政治経済学術院で教員を務めております。専門は行政学、そしてあるいは公共政策について教育、研究しております。大学では、学部では福祉行政を担当しております。

この協働支援会議の委員の委嘱を受けて、もうかれこれ6年ぐらいになるのでしょうか。まだまだ新宿区のこうした協働支援の活動については、いつもこの会議の中で目を開かれる。また、新しいそういう課題であったり、この会議の使命であったりということを経常に新しく考えさせていただいていく、そういう場だと思っております。どうぞよろしく願いしたいと思っております。

地域コミュニティ課長 関口委員、お願いします。

関口委員 皆さん、こんにちは。特定非営利活動法人セイエン代表理事の関口宏聡と申します。私はいわゆる中間支援とかNPO支援と言われるような分野のNPO法人でして、NPOや市民活動団体を支援する、サポートする活動をしております。私自身は新宿区の委員になってもう10年ぐらいたつのかなとは思っておりますけれども、本当にこの会議は私も毎回楽しみにしております。全国的に見てもこの協働支援の取り組みから全国区に羽ばたいているという団体も数多くいらっしゃって、本当に先進的な団体がこういった助成金ですとか、今はちょっと切り替わりましたけれども、協働事業提案制度等にも応募していただいている、いつも新宿区のNPO、市民活動団体のポテンシャルにすごいなと思っております。この会議に出席するのを楽しみにしております。よろしく願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。平野委員、お願いします。

平野委員 全国食支援活動協力会の平野です。恐らく私も5年目ですかね、お付き合い

させていただいて、新宿がおもしろいなと思うのは、区民委員の方々がそれぞれ自由な発言を言う場。それとそのフラットテーブルでフィフティフィフティになるということと、他課を横断する取り組みを取り組もうとする。これは多分経営の資質が高いのだなというふうに理解するのですけれども。

それとあと今回の申請もそうですけれども、日本全国の実は全国トップクラスのNPOから申請が来ている。金額は決して多い金額ではないから、その辺は私、金銭的なメリットがあるとはどうしても思いにくいのですけれども、多分この新宿区とやること自体が意味があるということで、NPOセクターの方々が、多くの方々、今回も申請いただいている。これは多分新宿の底力。

恐らくそれとお金をとることだけではなくて、プラス他課の各部署がバックアップで応援しますというメッセージが区民に伝わったのかな。そういう面ではこの協働支援会議が、官民が、あとNPOセクターが協働して事業を行うというよいフレームになっているのではないかと考えております。ここで多く学んだことを私は全国区でやっていますので、全国の団体にフィードバックさせていきたいと考えております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 田中委員、お願いします。

田中委員 田中です。応募をさせていただきましたときは国の省庁で勤務しておりましたが、4月1日から新宿区にあります医療機関で職をさせていただいております。区民委員ということで1年目ということではありますが、皆さんの足を引っ張らないよう、いろいろ意見させてもらえればいいかなと思います。よろしく申し上げます。

地域コミュニティ課長 佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 改めまして佐藤奈穂美と申します。よろしくお願いいたします。私も区民の代表として参加させていただきました。今現在生協の生活協同組合で理事をしております。食料、生活用品、電気などを宅配でお届けしております。

一方、生活協同組合なので企業とは違った利益を追求するではなく、市民生活をよくするというところの活動についておりまして、今現在は人と地域福祉政策のところを担当しております。

新宿とのご縁は、幼稚園から高校までをこちらの新宿、北新宿のほうでお世話になって、一旦いろんな地域の多摩部とか東京の中をいろいろグルグルして、また5年前に振り返りまして、とても新宿区が変わってしまったなというすごく驚きもありつつということで、

今回協働というところ、官民一体というところに関係がございまして参加させていただきました。皆様の足を引っ張らないようにと思っております。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 伊藤ですけれども、よろしくお願いいたします。この名簿に書いてありますように富士ゼロックスのときは事業計画を会社のをつくっていきまして、そのかたわら会社の中にボランティアグループを立ち上げて、新宿区内のボランティアを支援したり社会福祉協議会ともいろいろ関わったりしてきて、その関係でこの協働支援会議ができたとき。もう20年近くもなるのですけれども、そのときからやらせていただいております。日々皆さん、何年かぐらいずつで変わっていくので、新しい知識を吸収しながら、緊張もしながらやらせていただいております。今後ともよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 宮端委員、お願いします。

宮端委員 皆様、こんにちは。私はこの4月から新宿区社会福祉協議会のほうに赴任いたしました宮端と申します。この協働支援会議もこの4月から初めて参加させていただきます。新宿の様々な分野で活躍されている団体の皆様が、より一層有効に助成金なども活用して新宿の発展につながっていくように、及ばずながら私も取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 大柳委員、お願いします。

大柳委員 地域振興部長の大柳でございます。2年目になりますが、どうぞ今年もよろしくお願いいたします。

先ほど吉住区長からもございましたが、この新宿というまちの地域課題、行政ニーズというのは本当に様々ございます。こういったものを一つ一つ解決していく。また、うまくやっていくためには、やはり民間事業者であったり市民団体、また区民の皆様の声をいただきながら行政サービスにつなげていかなければならないと認識しております。

また、そういったものにつなげていく際に、こういった会議で出てきたものを私は行政の立場からいろいろと発言させていただくとともに、また解決するために各所管。関係する所管にもしっかりつなげて、よりよい施策となるようにお手伝いできれば、やっていけたらいいなと思っております。

また、この中で今回支援会議ということで助成金の評価をしいくわけですけれども、より効果的なやり方があるということであればご意見を賜りまして、よりこの政策がうまく機能するようにご意見をいただくことを私は大変期待しておりますのでどうぞよろしくお

願ひ申し上げます。

地域コミュニティ課長 委員の皆様、どうもありがとうございました。

ここで区長はこの後公務が入ってございますので、こちらで退席をさせていただきます。

吉住区長 よろしくお願ひいたします。

地域コミュニティ課長 それでは、本日の資料の確認の前に事務局も紹介させていただきたいと思ひます。私が最初に申し上げましたけれども、事務局の地域コミュニティ課長の村上と申します。

また、担当の職員でございますけれども、管理係長の西堀、それから植木主任、仁部主事。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。本日お配りをしております資料は次第。それから、資料の1から資料6までの6点になります。

資料1は先ほどご覧いただきました令和5年度新宿区協働支援会議委員名簿。

資料2といたしまして、令和5年度協働支援会議の開催予定表。

資料3、一般事業助成 助成団体決定までの流れについて。

資料4、一般事業助成 評価基準等について。

資料5、令和5年度一般事業助成一次評価表（書類評価）。

資料6、令和5年度一般事業助成二次評価の実施について。

また、事前配付資料といたしまして令和5年度一般事業助成の申請書一式。応募が8団体ございました。その一式を郵送でお送りさせていただいてございます。不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第の3、議題（1）協働支援会議の座長及び座長代行の選任についてでございます。会議の開催に当たりこの会の座長の選任を行わせていただきます。支援会議につきましては、座長及び座長代行は委員の互選により定めるといふ規定になってございます。どなたかこの方を座長にということでご推薦をいただければと思っております。

関口委員、お願ひします。

関口委員 昨年度に引き続き藤井委員を推薦させていただきます。

地域コミュニティ課長 ただいま藤井委員というご発言がございました。皆様、いかがでしょうか。異議なしの場合は拍手をお願ひしたいと思います。

（拍手）

地域コミュニティ課長 それでは、藤井委員のほうに座長をお願いしたいと思います。

藤井座長 では、よろしくお願いいたします。昨年に引き続きということで関口委員からご推薦いただき、皆様からご快諾といたしますか、いただきましてどうもありがとうございます。至らないところもあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 藤井座長、座長の代行について、ご指名のほうをお願いしたいと思います。

藤井座長 座長代行については、また昨年度と引き続き関口委員をお願いしたいのですが、皆さん、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(拍手)

地域コミュニティ課長 それでは、座長代行を関口委員をお願いしたいと思います。よろしくよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。恐れ入りますが、藤井座長は座長席のほうにご移動をお願いいたします。

ここからは進行を座長をお願いしたいと思います。藤井座長、よろしくお願いいたします。

藤井座長 それでは、これから議事進行役を務めさせていただきます。次第の議事(2)より進めてまいります。議事録作成のため、ご発言の前にお名前をお願いいたします。

議題(2)、令和5年度協働支援会議の開催予定と審議内容について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 では、令和5年度の協働支援会議の開催日程についてご説明いたします。

資料2、令和5年度協働支援会議開催予定表をご覧ください。今年度は予備回を含めまして5回の開催を予定しております。本日と5月30日に一般事業助成の選定に関する評価のために2回。その後、少し間を置きまして11月13日に第3回。こちらでは助成事業の実施状況の報告や、あと助成事業の振り返りを目的とした中間報告を行う予定でございます。2月5日に第4回。こちらでは次年度の募集要項の確定のための協議ということで1回の開催を予定しております。もう1回につきましては、予備回とさせていただいており、協議事項が発生した際に改めて事務局のほうからご連絡をさせていただきます。

開催方法については、今年度は基本的に対面形式での実施を考えております。

簡単ではございますが、以上が今年度の協働支援会議の概要でございます。

藤井座長 それでは、ただいまの(2)の議題について、委員の皆様からご質問、ご意見、質疑がありましたらよろしくお願いいたします。今の状況、今の報告を簡単に

私、まとめさせていただくと、まず一つが、1点目が5月に2回。本日を含めてですが、5月30日に一般事業助成の評価を行うために開催する。2点目が、11月13日ですが、採択した助成事業の実施状況報告、そして助成事業の振り返りを目的とした中間報告を行う。3点目が、来年になりますが、2月5日は次年度の募集要項確定のための協議をする。そして、1回は予備回で、開催時には事務局から連絡をいただくと、このような説明でした。

繰り返しになりますが、皆様から何か質問や不明な点、あるいはご意見がございましたらどうぞお願いいたします。発言の前に挙手とそしてお名前をお願いいたします。

それでは、平野委員。

平野委員 平野でございます。ご説明いただきましてありがとうございます。会議がコロナが明けてリアル開催というお話を伺いました。できましたら、もし私達が、直接来られればいいのだけれども、来られないときにでも参加できるような体制ができるかどうかご検討いただければと思います。

以上の要望と申しましょうか、ご相談事項でございます。

藤井座長 今、平野委員からいわゆるハイブリッドと言うのでしょうか。対面会議と、そしてオンラインを同時並行で行える、そういう会議の開催方式が可能かどうか、お伺いがありました。

地域コミュニティ課長 オンライン環境自体は区のほうも準備がありますけれども、うまい形でできるかどうかはあれなのですが、可能な範囲で対応させていただきたいと思えます。スクリーン写し出されるかとか、そういうのが難しいかもしれないのですけれども、音声だけは入るような形ではできるかと思えますので、その辺はこちらも対応したいと思っております。

ただ、一応原則は対面ということではさせていただこうかとは思っておりますので、どうしてもものときにはこちらで対応させていただきたいと思っております。

平野委員 よろしくお願いたします。

藤井座長 事前連絡というか、大体どのぐらいまでの余裕をもとに何か想定されてますか。

事務局 できれば前の週には連絡をいただければと思います。どうしても準備で、端末の予約をしなければいけないというのがありまして、庁内で台数が限られている部分もございますので。



地域コミュニティ課長 そうですね。できるだけ早いほうありがたいというのが事務局としては考えです。

藤井座長 会議開催の連絡通知をいただくときに、いつまでに出席、オンラインということについて連絡をとることを沿えていただけると。追加、確認ですね。

事務局 はい、承知いたしました。

藤井座長 そのほか何かご質問やご不明な点及びご要望がありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。よろしいですか。

それでは、続いて次の議題、本日のメインであります、議題（3）一般事業助成一次評価（書類評価）を進めたいと思いますが、まず事務局から基準と進め方等の説明をお願いいたします。

事務局 一般事業助成の団体決定までの流れについて、資料3、一般事業助成、助成団体決定までの流れについてをご覧ください。

資料番号では4ページになりますが、こちらは簡単に流れを話させていただくと、2番、事前相談・申請受付期間のところですが、4月3日から17日まで申請書の受け付けを行い、今年は8団体からの申請がございました。この間申請書類に基づいて団体と打ち合わせさせていただいたり、アドバイスをさせていただいたり、あと不備等があれば補正をお願いするということをしておりました。

その後、4月21日に完成したファイル、事前に送らせていただきました、こちらの青いファイルです。こちらを委員の皆様へ送付させていただいております。

5番、申請団体ファイルの事前評価（委員）というところで、お送りさせていただいた申請団体ファイルについて、中身の申請書類等の書類評価を委員の皆様には事前をお願いしておりました。

資料5ページ、7番、第1回協働支援会議一次評価（書類評価）というところなのですが、本日が第1回の協働支援会議でございます。

本日は一次評価ということで、申請のあった団体について、まず事務局から申請事業について簡単な概要の説明をさせていただき、続いて委員の皆様でご協議いただいて採点をしていただく。一番最後に資料5、令和5年度一般事業助成一次評価表（書類評価）という用紙を最後に提出をしていただいて、一次評価の通過団体を決めていくという流れで進めてまいります。

本日の結果について、明日、もしくはあさってに一次評価の結果について、団体に通知

をしてまいります。

最後、11番になりますが、令和5年5月30日にプレゼンテーション（二次評価）を開催し、こちらで助成団体の決定をしていくという流れになっています。

続いて、一次評価の評価基準についてご説明いたします。資料4、一般事業助成の評価基準等についてをご覧ください。

1、評価基準には11項目の評価基準、参考とする項目、評価点が記載してありますので、評価表の記載に当たり事前に再度ご確認いただければと思います。

続きまして、2、評価方法には評価の目安を記載してございます。こちらの基準をもとに評価表にAからEの評価を項目ごとに評価をしていただきます。

最後に3、通過基準ですが、一次評価の通過基準は、各委員の点数の合計が総得点の5割以上としてございます。委員1人につき70点満点。座長を除く委員の皆様7名に評価をしていただきますので、総得点が490点。この5割ということで、245点以上が一次評価の通過の基準となります。

資料3、助成団体決定の流れにも記載させていただいておりますが、本日の評価会の中で出た疑問点など団体に説明をしてほしいことについては、事務局にて取りまとめを行いまして、二次評価の際にご回答をいただくということになってございます。

申請書受け付けの際に補足説明等が必要と思われる資料について、事務局から申請団体には要求はしておりますが、提出がないままとなっているものもございます。このため各委員は提出された資料の状況。提出状況や完成度、そういったものも含めて評価をしていただくようお願いします。

続きまして、資料5、令和5年度一般事業助成一次評価表をご覧ください。書類評価については、こちらの評価表に採点をしていただき、団体ごとに議論していただいた後に1団体ずつ採点を記入していただければと思います。最終的に8番の団体まで評価が終わったら事務局のほうに提出をしていただきます。本日8団体について協議を行うため長丁場となりますが、どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

藤井座長 ただいま事務局のほうから議題（3）について、まず一般事業助成の助成団体の決定の流れまでについて、資料3に基づいて説明をいただきました。

次いで評価基準です。一般事業助成の評価基準等について、資料4に基づいて評価基準、評価方法、通過基準についての説明をしていただきました。

そして、最後に一般事業助成の一次評価表、書類評価について、資料5に基づいて説明をいただきました。

この点について委員の皆様から何か質問や不明な点、あるいはご意見がございましたらどうぞお願いしたいと思います。いかがでしょうか。手順や手続についてです。今回この会議に初めてご参加された委員の方は、もうどんなことでも結構ですので、それでは田中委員。

田中委員 では、せっかくなので田中でございます。今から議論するということなのですけれども、ここで議論された内容はすべからくホームページで公表されるということでよろしいのですか。

地域コミュニティ課長 事務局です。今すべからくというお話だったのですけれども、議事録ということで事務局のほうでまとめさせていただいて、それはホームページには載せさせていただきます。

田中委員 わかりました。具体的なところをどこまで踏み込むかというのが、公表されるかによって発言内容がちょっと変わるかなと思ったので確認させてもらいました。ありがとうございます。

藤井座長 田中委員、よろしいですか。

田中委員 はい。

藤井座長 そのほか、いいですか、よろしいでしょうか。手順について、ほかに何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

では、続いて令和5年度一般事業助成の一次評価に入りますがよろしいですか。今回8団体から申請があって、それぞれの団体についてこれからおおむね、進行管理のことを申し上げてあれですが、大体1団体10分ぐらいを目安で検討していきたいと思います。

それでは、事前にお送りしました青色の申請ファイルの順番に協議を行ってまいります。ナンバーの入ったふせんが入っていますが、まず最初にナンバー1、四谷アートフェスティバル実行委員会の申請事業について、事務局から概要説明の後、皆様で意見交換をしていただきます。

事務局、それではまずよろしくお願いたします。

事務局 申請番号1、団体名、四谷アートフェスティバル実行委員会の申請事業、「第4回四谷アートフェスティバル」について、申請事業の概要を説明させていただきます。

本事業は、アート作品展を開催することで地域住民をも動員する文化活動を行い、イベ

ントの実施によって人々の交流が生じ、街中がにぎわうこと。これを目的とした事業です。

実施の事業としましては3点ございまして、一つが公募展、もう一つが高齢者を中心とした地域住民による造形の作品展の展示、三つ目が四谷地区の小中学生の図工作品、美術作品の展示からなる四谷アートフェスティバルの開催です。

事業の対象者としてしましては、大人から子どもまで誰でもを対象としています。

事務局からは以上です。

藤井座長 今事務局から説明いただきました四谷アートフェスティバル実行委員会の申請事業について協議を行います。ご意見、ご不明な点、ご質問がありましたら挙手をしてご発言をお願いいたします。どうぞ。

伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですけれども、この作品展につきまして、地域住民から先ほどありましたように公募、それと高齢者、小中学校とあるのですが、そのほかに全国の作品公募をするというお話があるのです。そこが150から200名の方の参加を予定されているのですけれども、呼びかけるということも予定されているのですけれども、これと全作品といえますか。出展者250名との関係ですが、もしの話ですが、全国から250名が来て、区民のほうでも250名が来たときの取扱いについて、例えば優先的に地域住民で集めて、そのほか全国公募でその残、250の残を集めるのか。そこら辺がちょっとわからないので疑問に思ったことなのですが、以上です。

藤井座長 定員は、事務局のほうから。

事務局 この場で確認したい内容につきましては、事務局のほうですべからく把握をしているわけではございませんので、ご質問が出た内容についてはあらかじめ団体のほうに振って、もし一次評価を通過した暁には事前にお伝えをして、プレゼンテーションの中でそのあたりが回答ができるように伝えをさせていただきたいと思っておりますので、ご質問については団体に必ずお伝えをして、二次評価の場で明確にできるように準備をしていただくように伝えるつもりでございます。

藤井座長 では、今の点ですね。ご記録いただいて、二次評価に通過した段階では事前に団体に確認すると、そういうことでよろしいでしょうか、伊藤委員。

そのほか確認したい不明な点、ご質問がございましたらどうぞ。この団体の事業計画について、あるいは収支、そのほかについて。よろしいでしょうか。

では、大柳委員。

大柳委員 これは意見も含めての発言なのですけれども、四谷アートフェスティバルというタイトルでこれ、区全体としてアートを展示して、区民がアートに触れながら心豊かに生活できるというのは、需要が果たしてそれにはなっているのかなというところに少し私は疑問を感じています。どういった需要を踏まえてこのイベントをやっていくのかというところが、少し地域限定に偏っているのではないのかなというところは、私はちょっと疑問に思いました。その辺は明確にさせていただきたいのと、各地域の取り組みの中でも地域センターまつりなんかでも区民の作品ですとか、アート作品ですとか、小中学生の展示なんかもやっていますので、そういったところとどう区分けしていくのかと。要するにまちのにぎわいにしていくということなのですけれども、果たしてそこをどのような考え方でやっていくつもりなのかというのが、ちょっと漠然としていて、もう少し明確にこの事業の目的なりその方向性というのを示していただかないと、地域限定的であるのかなというところと、あとはその目的みたいなところがちょっと漠然としているなというのが、私は疑問に思ったところです。

藤井座長 この点も確認を要するということですね。実際の事業とその事業目的の地域のにぎわいにどうつながるのかという、その説明が、確認が必要だということでしょうか。よろしいですか、大柳委員。

大柳委員 はい、大丈夫です。

藤井座長 では、ほかにいかがでしょうか、ご提出されている申請書類に基づいて確認したい点、不明な点、質問したい点がございましたらどうぞおっしゃってください。

宮端委員 宮端です。先ほど伊藤委員から出品者の数のお話があったかと思うのですけれども、同じようにこれ、アーティストだけではなくて地域住民の鑑賞者も動員してというような話があると思うのですけれども、この参加予定人数のところに来場者というのが100名となっているのです。これ、実質9日間ぐらい展示をされるのだと思うのですけれども、それでこの100人の来場者というのが。これは実際にどれぐらいのお客さんが来るのかというのは、ふたを開けてみないとわからないのだとは思いますが、100名の見込みというのは、それこそ今大柳委員が言われていたように何か効果というのか、目的というのか。何を目指しているのかなという感じがしてしまうので、これも実際にこれはプレゼンテーションのときにその辺をお伺いすればいいのかもしれないのですけれども、何かバランスがとれていないような印象を受けます。そのような感想になってしまうのですけれども。

藤井座長 そうですね、そういったこともそうです。今、お話があったことについては、二次評価に進んだ段階で当団体に確認すると。ここではあくまでも出された申請書類についてのファクトというか、それについての確認に論点を絞っていただいて協議を、議事を進めていきたいと思っております。いかがでしょうか。この点、確認したいとか、不明な点があると、そういう点がありましたら。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。よろしいですか。

関口委員。

関口委員 関口です。これはほかの助成金とかでも起きていることなのですが、今回は一応実行委員会さん名義での申請ということなのですが、これは団体概要にも書いてあるとおりに四谷ひろばの主体事業の一つ、サロン・ドゥ・よつやとNPO法人CCAAさんですか。市民の芸術活動推進委員会が協働でこのアートフェスティバルを展開することになって実行委員会を結成しているということなのです。

もちろん書類上は、要件は満たしているとは思いますが、ちょっと頭に入れておかなければいけないこととしては、この実行委員会形式というのは幾らでもつくれてしまうわけです、任意団体という体で。その二重補助というか、そもそも四谷ひろば自体が区の持ち物を賃貸しておもちゃ美術館とかやられているわけで、多分CCAAさんも何か委託契約か何かをされてあそこを運営されているということだと思いますので、もちろんその資格があれば申請自体は妨げられないはずなのですが、この手の母体があって何か任意団体ということで申請されているというのは、全くフラットにほかの普通の独立した団体の申請と同じように扱っていいのかというのは検討事項だろうなと思います。ほかのところでもたくさん起きているのですが、という感想です。

藤井座長 今おっしゃったこの団体、今回のこの団体概要の内容になるのですが、実行委員会方式で、また文化振興の既存の事業で既に公の施設も利用されているということで、二重補助という。ちょっとそこ、概念そのものはそんな明確にはお示しできないのですが、そうした懸念もあるけれどもということについてのご意見というか、だったのですが、事務局のほうとしてはその点どのように。

地域コミュニティ課長 今関口委員がご指摘のとおり事務局でもこの実行委員会という形式については、ちょっと要注意だなということで、今実行委員会の名簿の所属の団体が、今多分黒塗りになっているとは思いますが、それぞれの所属されている団体というところでの助成がほかで受けていないかというのは確認したほうが良いなというような

議論はしてございます。

今回この実行委員会の代表の方の所属している団体様、母体です。について、調べられる範囲では一応確認はしたところではあるのですけれども、ただ、調べ切れていないところもございまして、その辺はちょっと事務局としても注意をしながらというのは、意識していきたいというふうには思っております。

藤井座長 確かにこれは重要な論点ですね。平野委員、どうぞ。

平野委員 平野です。今おっしゃられたことで気をつけなければいけないのは、私も幾つもの団体のこういう助成事業の委員をやっていたり、あるいはそういう法人の役員をやっているのですが、その中でも構成員という概念を役員は使っていて、役員がここで補助をもらっていてもう一つに委託をする。あるいは、関連団体と見ると、この実行委員会というのは役員ではなくて、いわゆるフワフワとした任意の固まりだとすると、それは兼務条項だとか利益の供与に値しないのではないかというところは、よくよく注意していかないと、市民運動をやる人は色々な団体に関わってくるから、それを萎縮させるようなことになってしまうと議論が本末転倒となるから、そこはよくよくご判断いただいたほうが私はよろしいかと思えます。

以上が私の意見です。

藤井座長 地域コミュニティ課長。

地域コミュニティ課長 ちょっと誤解を与えるような発言をしたかもしれないのですが、あくまでもその団体としての事業で助成を受けているかというようなところですので、団体そのものがというよりも、その団体が実施している事業が関連するような事業がもしあれば、同じ事業に対して助成はかぶれないというのは助成金の原則にはなりますので、かぶっている部分があるのか、ないのかというようなところについては、ちゃんとチェックはしていきたいと思っています。同じ団体でも全然別の事業であればもちろん当然大丈夫だとは思っていますので、その辺はしっかり事務局としても意識してチェックはしていきたいと思っています。

藤井座長 今後の課題だろうと思うのです。

地域コミュニティ課長 はい、そうなのです。

藤井座長 事前にそうしたスクリーニングをというか、チェックをされる。そういう視点が重要だということ。

関口委員、よろしいですか。

関口委員 では、ついでにせっかくなので。これ、団体名義の銀行口座はあるのですよね。最悪のケースだと事実上事務局のこの特定の団体の中に委託するというか。

地域コミュニティ課長 実行委員会名義の口座があるかどうかまでは、確認がし切れていなかったものですから、それは確認をさせていただきたいと思います。

関口委員 個人が助成対象ではないというのは、これはたしか要項に書いてあることなので、任意団体性が必要だということだと思うのです、そもそもの申請資格として。任意団体であるためには幾つか条件があるので、もちろん銀行口座を持っていることというのは、条件ではないのですけれども、それが例えば特定の団体の口座に振り込む。極端な話、このCCAAさんの口座に振り込むみたいなことになってしまうと、果たしてそれは実行委員会は独立した任意団体なのかというところが怪しくなってくるので、そこはやはり、ちゃんとお金を区分していただく関係上必要なというふうに感じます。

地域コミュニティ課長 はい、ありがとうございます。

藤井座長 平野委員、どうぞ。

平野委員 もう1点確認で、ここで言うところの今、銀行はそんなに簡単に口座をつくらせてくれないから、定款だとか登記証がないと無理だと思うのです。そのときのこの助成金がボランティアだとかをもし対象とするならば、その口座の名義というのは個人でも構わないという見識でよろしいでしょうか。確認でございます。

藤井座長 事務局、いかがですか。

地域コミュニティ課長 助成の対象の申請の要件として、口座の名義がその法人でなければいけないということはございません。

平野委員 そうですよね。そうでないとここに申請が出ていること自体がおかしいですよね。

藤井座長 大柳委員。

大柳委員 多分このCCAAさんのほうに口座が多分つくられているのではないかなと。私も実行委員会形式で何かイベントをやったことがあるのですけれども、やはり個人で当然つくれないじゃないですか。こういう任意団体は普通につくれませんから、恐らくこちらのほうに口座を設けてという話になるかと思われます。この実行委員会が何か法人格を持っているとはとても思えないので。

平野委員 そうですよね。

藤井座長 地域コミュニティ課長。



地域コミュニティ課長 ページで言いますと16ページです。1番のインデックスがついているところの16ページに出品料というのが中段。それで、さわやか信用金庫四谷支店で、四谷アートフェスティバル実行委員会委員長ということでの別口座を設けているようです。この記載を見落としていましたけれども、この辺はやはり確認をすべき項目だとは思っていますので、チェックはしていきたいと思えます。

関口委員 これは団体名義で口座があるということでもよろしいかと思えます。

地域コミュニティ課長 はい。CCAAではなくて。

関口委員 ではないということが大事だと思えます。

藤井座長 よろしいでしょうか。そのほか確認、ご意見、不明な点、よろしいですか。

それでは、ナンバー2です。2番目のあそびと文化のNPO新宿子ども劇場の申請事業について、事務局から概要説明の後、皆様と意見交換をしていただきます。事務局、よろしくをお願いします。

事務局 申請番号2、団体名、あそびと文化のNPO新宿子ども劇場の申請事業、「子どもの文化体験格差解消プロジェクト」について、申請事業の概要を説明いたします。

本事業はアフターコロナの子どもたちに対して、保護者の選択なしに文化体験の機会を届けることを目的とした事業です。また、教員や指導者など子どもに携わる大人も一緒に体験をすることで日常の中の遊びが広がること、これを目的としています。あと併せて、子どもに関わる人々とともに体験格差について学び、まとめ資料の作成を行います。

実施事業としては4点ございます。一つ目が、小学校でプロのアーティストによる体験授業を実施するアーティスト派遣事業。二つ目が、学童クラブ等に実施するあそびの出前事業。三つ目が、コロナ後の子どもや保護者の実情を共有、学習する講演会事業。四つ目が、体験格差の現状を明らかにする資料を作成するなど、子どもの文化体験里親寄附制度の準備事業です。

事業の対象者は小学生、あと小学校や学童クラブなどで関わる先生や指導者、あと子どもを支える団体の関係者、これを対象としてございます。

あそびと文化のNPO新宿子ども劇場については、平成23年、25年から27年、30年から令和元年に助成金を交付しておりますが、申請時に申請事業の聞き取りを行いまして、これまで助成した事業とは別の事業であると判断させていただいておりますため、今回新規の事業として取り扱っております。

事務局からは以上です。

藤井座長 やはり事務局から今説明いただきましたあそびと文化のNPO新宿子ども劇場の申請事業について、これから協議を行います。挙手の上、ご発言ください。いかがでしょうか。

平野委員。

平野委員 要望で、もしご存じならば教えていただきたいのですが、体験里親寄附制度というのが、これは一般的な新宿区である制度か何かでしょうか。あるいは、ないならば当日のご説明いただく際に、これは何物なのかということをお教えいただければと思います。よろしくお願いたします。

藤井座長 地域コミュニティ課長。

地域コミュニティ課長 これは区の事業ではございません。それで、詳細はもし二次に進んだ場合に団体から説明をしていただこうと思っておりますが、事務局もこの制度が何なのかちょっとよくわからなかったのを確認をしたところなのですが、要は文化の体験ということで劇や公演。それを実施する際に寄附を募りまして、寄附が得られた座席については無料で子どもを招待する。それ以外は一般で販売するというような、そういうことを想定しているそうです。一般的にこれが社会的にある制度かと言いますと、そうでもございません。

平野委員 ありがとうございます。

藤井座長 田中委員。

田中委員 田中です。プレゼンの際の疑問なのですが、②の地域課題のところは文科省による21世紀出生児縦断調査特別報告というのがあるのですが、これをエビデンスにされているというのは、これは第何回というのがあると思うので、当該箇所をご教示いただきたいというのと、あとたくさんありますが、①番のところは講演会のところは子どもたちや保護者の実情を共有し学習するとあるのですが、講演会の中を見ると現状の共有はわかるのですが、保護者が一体何を学ぶのかというところを具体的にちょっと教えてほしいかなと思います。

あと協力の輪を広げるということなのですが、交流会に行っただけでは広がらないと思うので、どういうふうなネットワークをつくっていくのかということも講演会についてちょっとご教示いただきたいかなと思います。

藤井座長 今2点いただきました。まず最初ですが、説明の申請書ファイルの37ページの地域課題・社会的課題の第3パラグラフのところに「文部科学省による21世紀出生

時縦断調査特別報告において…」と書かれてあるということですが、これは事務局のほうで確認いただけますでしょうか。

地域コミュニティ課長 その出典、年度ですとか該当の部分について、明確に提示するように二次に進んだ場合には伝えたいと思っております。それから、それ以外の講演会の趣旨ですとか、何を共有したいのかというようなところについても、詳細に説明をしてもらえるように伝えたいと思います。

藤井座長 いかがでしょうか。例えばこの文化体験格差というこのワードについて、どういう意図なのかということをお平野委員から説明をいただきました。もうちょっと何かわかりやすく言っているところがありますか。

何か重ねてご説明いただけるようなところがありますか。文化格差、文化体験格差と書いてあります。これは有償で鑑賞する人と助成金等によって無償で鑑賞できる。それがあって、その格差の問題。その文化格差を明らかにしたいのか。

地域コミュニティ課長。僕の理解が全然浅いので。

地域コミュニティ課長 先ほど寄附を募ってというふうに申し上げた部分については、あくまでも文化体験里親寄附制度についての説明でございまして、そもそもこのNPOさんの目指しているところについては、お子さんの中で文化体験を体験できる人と体験できない人の格差をなくそうというような大きな狙いがあるようでございます。そのための取り組みとしてアーティストの派遣、それからあそびの出前、それから講演会、それから文化体験里親寄附制度の準備会といいますか、そういった四つの手法で取り組もうというような申請内容になってございます。

藤井座長 佐藤委員。

佐藤委員 確認しまして、私もこちらの資料を拝見してその文化格差にちゃんとリーチできるのかなというところがちょっと疑問で、大勢のあまたの方の前に派遣するということがあったらいいのですけれども、この里親の確保とか、そういうところがとても疑問だということ、あと、助成金がおりてからアーティストを決めることなのかもしれないのですけれども、このプロのアーティストという定義自体もよくわからないのです。もっと具体的なものが見えてこないなというところは、とても気になります。

藤井座長 佐藤委員から特に後半、プロのアーティスト、この内容が不明だと。これは恐らく寄せられた事業の助成申請の予算とも恐らく密接に関係するだろうと思いますが、この点についても二次評価に進んだ段階で、この不明な点は明らかにしてもらおう。今現段

階ではこのまま、こういう申請書が出されているのを踏まえて評価いただくということになるのでしょうか。事務局どうぞ。

事務局 そうなります。補足になりますが、団体への聞き取り、申請時に聞いたところ、具体的に何をやるかは、学校によって何をしてほしいというのを逆に聞き取ってから決めているというところがあるようで、そのため、具体的にこれですというのを書けないということはおっしゃっていました。何をするのかを決めるやり方は、コーディネーターさんがいらっしゃって、その方が学校との間に入りまして、その学校のクラスの状況とか、子ども達の様子を見て、じゃあ、何をしようかというのを決めていくというやり方をとっているそうです。

藤井座長 大柳委員。

大柳委員 先ほどお話があったように文化格差というところも、私もちょっとよくわからなかったので、どこまでそれを増やしていけるのかということもよくわからないなと思いつつ、1点、確認したいのは、この41ページに先駆性・専門性というところで、2011年からこれは昨年度までだと思うのですけれども、区内の一般小中学校に対して文化庁の補助金をもらってこのアーティストのつながり。ちょっと読み込めてないのですけれども、これがもう同じような事業としてやっていた実績があるのだということであるのですけれども、この10年近くやっていた事業を、これまた来年度引き続きそれをやめた上でこちらのほうに申請してきているのかとか、そういうようなこの辺の説明をいただきたいなと思ってしまして、これでもうバツサリやめてしまってこっちのほうのうちのNPOのほうに持ってくる話なのか、これはこれでまたやっていくのかというところは、確認したいなと思いました。

藤井座長 今の点について、既存事業との関係性です。先ほどのご説明では、一旦これはゼロベースで始めるという、そういう趣旨だと概要説明でいただきましたが。

地域コミュニティ課長 今ご指摘があった41ページ一番下の2011年から22年までやっていたものの継続の有無については、確認をとってございませんので、それはこれから確認をさせていただきたいと思います。

藤井座長 ということですが。

大柳委員 わかりました。

藤井座長 それも踏まえて一次評価をご判断いただきます。先ほど去年の実績で、この41ページから42ページのところで、他年度の担当実績で幾つかの有名人を入れてジ

ジャンルと講師も書かれてあります。こういうのも参考にといいことでしょうか。恐らくこの中にこうした異なる専門職業としてこうした芸能に携わっていらっしゃる方の名前があると。いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 伊藤です。周知のところなのですけれども、Ⅰの事業、Ⅱの事業についてDMで行うということになっています。Ⅰの事業は各公演をDMで、それと校長会での周知。それから、Ⅱの事業はその他DMで案内です。これを学校へ送ったときに、これが新宿区協働事業助成事業という形で入っていくので、新宿区が完全に後押しをしているとなってしまうのですけれども、それがお墨つきになってやらざるを得ないような。教育委員会が絡んでくるのか何かわかりませんが、そういうことではなってしまうか。

藤井座長 地域コミュニティ課長。

地域コミュニティ課長 これはあくまでも提案の申請書になるわけなのですけれども、実際これを採択される、あるいはされた際には、教育委員会の希望する進め方だとか、これだと困る、というようなのが学校側にもあるかと思うのです。地域コミュニティ課としてはもちろん広報ですとか、そういったご協力はさせていただくのですけれども、学校が望まないような形でのPRの仕方だとかというのは、なかなかやっぱり難しいのかなと思いますので、実際にどのような募集の仕方だったらできるのかというのは、実際に事業がもし採択がされた後の話になりますけれども、教育委員会と相談しながらになるかと思しますので、申請書に書かれているとおりで進めていくというようなことが前提になるものではございません。そのあたりは事務局も気をつけたいと思います。

伊藤委員 新宿区からの圧力みたいな形で学校が捉えるところもあるかもしれませんので。お墨つきがつくと。以上です。

藤井座長 ほかにいかがでしょうか。それでは、次に進んでよろしいでしょうか。第3番目です。続きまして、F i r s t S t e pの申請事業について、事務局から概要説明の後、意見交換ということに移りたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

事務局 申請番号3、団体名、F i r s t S t e pの申請事業、区民のためのひきこもり（不登校を含む）への理解と対策講演会及び、ひきこもり個別無料相談会について、申請事業の概要を説明いたします。

本事業は、ひきこもり（不登校を含む）への地域住民の理解促進と対策の周知及び家族会の存在の周知を目的とした事業です。実施事業は講演会、ひきこもり（不登校を含む）

への理解と対策。これを実施したあと、講演会の翌日にひきこもり個別無料相談会、これを実施いたします。特に講演会については、民生委員や児童委員、あと町会役員など区民と多く接する機会がある方に重点的に周知を行い、地域住民の理解促進と、あとひきこもり支援の最先端であるオープンダイアログ、この説明を行う予定でございます。

事業の対象者としては、ひきこもりの当事者及びその家族、あとは支援をしようとしている一般区民、これを対象としています。

事務局からは以上です。

藤井座長 それでは、この第3番目です。F i r s t S t e pの申請事業について協議を行います。以下申請書類の中で不明な点、あるいは確認したい、そういう点についてご意見、ご質問がありましたらどうぞお願いいたします。

平野委員。

平野委員 平野でございます。こちらの申請用紙のページナンバーで82ページですか。事業概要でこれはこの方の書き方で多分忝意があると思うのですがけれども、助成決定していないけれども、これは日程が決まっているようなことが書かれている気がするのです。次のページもそうなのですかけれども、終わったらアンケートと書いてあるのだけれども、これは別に間違えてはいないと思うのですがけれども、ほかの大意があるのかななんて、それだけ。できるのかなと思っただけです。以上です。

藤井座長 この点はいかがですか。

事務局 この講演会の講師さんが結構有名な方ということで、先に日程を押さえたという話はされておりました。

藤井座長 申請時に確認はされているということですね。

事務局 はい、そうです。

藤井座長 よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

田中委員。

田中委員 田中です。ひきこもり支援ということなのですが、具体的にどのような資格を持ったどういう人がどういう支援をしているのかというのが、ちょっと気になりました。あと具体的にどの職種を持った人が、具体的にどのような支援を行うのかというところが確認できればなと思います。

藤井座長 これは申請段階で確認されていますでしょうか。その支援する方は、どういう専門資格を持たれている方がいらっしゃるのか。これまでどういう支援なりをされてき

ているのか、内容ですとか実績ですとか。それについては何か確認されていることはありますか。

藤井座長 関口委員。

関口委員 関口ですが、参考までに88ページとかを見るとピアカウンセラーと書いてあるので、いわゆる当事者団体ですから、ひきこもりの経験のある当事者ないしはそのご家族の方々がピアカウンセラーとしてピアカウンセリングを行うというふうには読めましたけれども、私は。

藤井座長 そうですね、ピアカウンセラーとありますね。

平野委員。

平野委員 あと事実関係で確認をしたいと思います。申請内容のこれ87ページですか。3で社会福祉協議会も多忙なためだと思われるが、明確な専用のひきこもり相談窓口を設けていないと書いてあったのです。それとその上の2番もそうなのですが、これは事実なのでしょうか。もしそれがわかるならば、区の中でわかるならば、この方にお話ではなくて区側の話としてどうなのかなということだけおわかりなら教えてください。

藤井座長 この点、地域コミュニティ課長。

地域コミュニティ課長 区のほうに関して言いますと、専門のひきこもりのセクションみたいな看板を掲げてというのは明確にはないのですけれども、ひきこもりの要因が幾つもあるということで、庁内では関係部署が連携しながら対応を行っています。子どものセクションですとか、あるいは学校のセクションですとか、あるいは今は若い方だけではないひきこもりの方もいらっしゃるというようなところで、お母様から自分のお子さんの相談を受けたりということで、高齢者の相談のセンターがそういった窓口になるような場合もあるのですが、それを庁内では連携して対応しようというような体制をとっています。

あと今はそういった講演会とかはやっていないのですけれども、区の健康部のほうでも講演会事業ですとか、相談事業というようなところで関わっているというような部分はございます。

藤井座長 平野委員。

平野委員 恐らく今からそれを国でもつくろうということで、孤立孤独の対策で動き始めていると思いますので、今のお答えで十分だと思いますので、今後ますます一層活動を推進いただければと思います。ありがとうございました。

藤井座長 社会福祉協議会ということで宮端委員。

宮端委員 社会福祉協議会でもひきこもり相談という看板は確かに出しておりません。どちらかという総合相談というような形で、これ実際に地域で支援されている方とかの講演なんかでも、ひきこもりというラベリングがよくないというご意見もあつたりするのです。

でも、先ほどもありましたけれども、ひきこもりと言ってしまうとこれは子どもの不登校から始まって大人のひきこもりで、これ先ほど事務局のほうでも言っていましたけれども、これ限定的な窓口ではなくて、関連部署がそれこそ本当につながっていかないといけないというような部分もあつて、特に育成会だったりPTAなんかのほうでは、このひきこもりというものの取り扱いにもものすごくデリケートになっているという部分があると思われるのです。

これ実際に今回のこの申請なんかでも家族会の存在を周知して、それで地域ぐるみでというふうになっているのですが、場合によっては地域ぐるみでという支援ではない支援を求める声も若干といいますか、少なからずあるというのが、我々の日々の相談の中では浮かび上がってくる実情でもあるかと思えます。

この団体、実は社協のほうにも相談に来られたことがあるのです。そのときに確かにひきこもりの相談の話も出て、あまり多くはないですというふうにやり取りはありました。ただ、ここに1件だったと書いてあるのですけれども、1件というような答えることはしていませんけれども、ひきこもりで相談に来られる方というのはそんなに多くありませんよというお話はこちらの団体とはしているのですけれども、アプローチの仕方が微妙に違うかなという感触はあります。言い訳みたいになってしまいましたけれども。

藤井座長 伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですけれども、2点ほどありまして、この事業名でひきこもりの理解と対策がうたわれているのですが、読ませていただきますと、なぜひきこもりになったかななどの原因は、これをやっていくことでわかると思うのですけれども、それで区民の人、他の人の理解を深めることはできると思うのですが、その次の段階。ひきこもりからの脱却といいますか、そういうところまで考えておられるのか。どうしたらそこまで行き着けるのかというので、それをこの団体はどのように考えているのかということと、それからこの事業が終わった時点で、新宿NPOネットワーク協議会の力を借りて今回の講演のインターネット無料動画配信をすることが書いてあるのですけれども、これはもうこういうことを載せてますということを協議会に言っているのかどうか。そうでないと架空の



話になってしまうのだと思います。

以上です。

地域コミュニティ課長 確認させていただきます。

藤井座長 佐藤委員。

佐藤委員 関連するので、今ご発言いただいた宮端委員と伊藤委員から同じく関連するような内容なのですけれども、私のほうでもこの文章を読みまして、ちょっとずれが。現場とのずれというか、当事者とのずれもかなりあるのではないかなということと、区民の視点からということで、実際、聞いている区民の声をお伺いしたいのですけれども、ここ101ページのひきこもり実態、段階というのがあります。私もこちらの存在を知っている。周りの方が、ここにでも出て来られる人はひきこもりではないよねという話にもなっていて、だから本当にレベルの軽い方といえますか。

だから、そういったところの何かディープさとか、それが本当に次の支援に先ほどおっしゃったように解決につながるのか。そういうところがとても疑問があるなど区民の視点、生活者の視点で思いました。

以上です。

藤井座長 そういった点も踏まえてこれから一次評価をしていただきたいと思います。あまり評価内容に関わることは、ここの席では直前にはやり取りすると先入主が入りますので、委員個別のご判断と評価をとということです、その点よろしくお願いします。

関口委員 時間は、皆さんは大丈夫なのですか、4時終わり予定ですけれども。

藤井座長 そうですね。サクサクと進めていきます。

それでは、その次です。第4番目に入ります。第4番目、シャプラニール＝市民による海外協力の会の申請事業について、概要説明を事務局からお願いいたします。

事務局 申請番号4、団体名、シャプラニール＝市民による海外協力の会の申請事業、「わたしの隣の外国人」を知る・つながる連続講座」について、申請事業の概要を説明します。

本事業は、連続講座を通じて日本や地域コミュニティにおける在住外国人の状況について理解を深め、在住外国人に対する意識の変容や主体的に関わるといった実践につながることを目的とした事業です。

実施事業は連続講座を4回開催します。第1回は、専門家による外国人受け入れの変遷の振り返りや現状、具体的な取組事例の紹介。第2回は区内の多文化共生の状況、居住在

勤外国人の状況について。第3回は区内で地域活動を行う人々を呼び活動を学ぶワークショップ形式の講座。第4回は、在住・在勤外国人による母国文化等を出身国の料理を提供しながら多文化共生の学びを深めるワークショップ形式での講座を開催予定しております。

事業の対象者は、地域課題に関心のある人、多文化共生に興味のある人、同じ地域に住む外国人の状況について知りたい区民、これらを対象としています。

事務局からは以上です。

藤井座長 はい、どうも。それでは、このシャプラニール＝市民による海外協力の会の申請事業について今確認したい点、あるいはご不明な点がありましたらどうぞお願いしたいと思います。繰り返しになりますが、不明な点を確認した上で一次評価を確認していただきますので、その一次評価をする上で確認したい点、不明な点がございましたらここでご質問いただきたいと思います。

平野委員。

平野委員 多分座長に伺ったほうがいいのかもしれませんが、これ、ページナンバー151、152。早稲田・高田馬場エリアの地域通貨、アトム通貨というふうに書いてあって、これが、この地域では、はやっているものなのかだけ、お伺いしたいと思って。以上でございます。おもしろいなと思って。

藤井座長 かなり実績はありますけれども、どのぐらいでしょうか。20年近くになるでしょうか。地域通貨として定着していると申し上げていいと思いますが、確認されたでしょうか、その点は、事務局のほう。

地域コミュニティ課長 今、藤井座長のほうからあったように高田馬場のほうでアトムが生まれた場所というか、手塚プロダクションの関係でアトム通貨が今活用されているというところと、あとこの団体のメンバーにアトム通貨の代表の方が入られているというようなことがあって、多分主な活動の中に入っていらっしゃるかと思います。

藤井座長 ほかにご確認、あるいは不明な点はございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

伊藤委員、お願いします。

伊藤委員 143ページの①のところ。2022年に開催した区民を対象とした在住外国人との交流会参加者アンケートにおいても色々出ているのだけれども、これは何人ぐらいの人が参加したのか。ただ、多いだとか少ないだとかと書いてあるのですが、7割にのぼったと。何人のうちの7割だとか、そういうことをちょっと知りたいので、N数

がわかれば教えてほしいと思うのです。

地域コミュニティ課長 交流会が開催されたというのは、チラシのコピーも出ているので事務局もやったのだなというのは、フードパントリーと併せて把握はしているのですが、参加の実際の実績については把握をしていませんので、それについても、もし二次に行った場合には報告していただくように伝えたいと思います。

藤井座長 ここですね、143ページに参加者の①ですね。アンケートと書いてあるけれども、その数字が出ていない。これは二次に進んだ際に確認するというで。ほかに何かご確認したいという点はございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして第5番目。防災コミュニティネットワークの申請事業について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 申請番号5、団体名、防災コミュニティネットワークの申請事業「レッツボウサイプロジェクト～ボウサイおそうじ大作戦！～」について申請事業の概要をご説明します。

本事業は、防災視点を取り入れた地域清掃を行うことで、地域の安全安心の確保と活動を通じて、地域住民同士のコミュニティの形成やネットワークの構築をすることを目的とした事業です。

実施事業は、月1回防災視点を取り入れた清掃活動、これを全10回開催します。活動中に地域を回ることによって地域内の危険な箇所の発見や把握、あと防災士等の視点から地域に隠れた危険箇所の説明。あとまち並みに埋もれがちな行政が発信している情報の見つけ方など、災害時に役に立つ情報の提供を行います。

参加者は、清掃活動中に見つけた危険箇所の写真を撮り、ラインのアカウントなどを使って共有、地図に落とし込み、完成を目指します。

事業の対象者としては地域住民、あと大人から子どもまでのボランティア、あと地域外のボランティア、これを対象としています。

事務局からは以上です。

藤井座長 5番目の取り組み、防災コミュニティネットワークの申請事業について、確認したい点、不明な点がありましたらお願いいたします。

大柳委員。

大柳委員 これ、上落合をピンポイントにした事業なのですけれども、この上落合は私

ども町会なんかの活動と一緒にやらせていただいて、非常に町会活動が盛んで、いろんな組織がしっかりしていて、こういった清掃活動ですとか防災活動なんかをすごく熱心に行っている地区なのです。そこのもう接触をある程度した上でこういった話を持ってきているのか。そういったもうある程度できたところに何かポンと入ってきて、おい、やるぞと言ってもなかなかうまくいかないのかなというのがあるので、事前にこの辺、これまで杉並で活動されてきたようではけれども、何ゆえこちらに来て、やろうという何か関係性があるのかとか、そういったもう事前のお話が既にできているのかみたいなどは、二次のところでしっかり伺っておきたいなというふうに思っております。

藤井座長 今の点ですが、確認されている範囲内です。

地域コミュニティ課長 事務局のほうでもなぜ上落合なのかというようにところで確認をさせていただいたところ、木造の住宅密集地域というようにところで、防災上の意識を高めるといような課題になっているということで選んだというように回答でありましたので、直接その町会の人たちとつながりがあるかどうかというようにことについては、そういうような回答ではございませんでした。

ですので、二次で直接聞いていただくというようにところをさせていただければなというふうに思います。

藤井座長 よろしいですか。先ほどもありましたように日程も全部提案されているようですので、その点も含めて。

大柳委員 確かに。わかりました。

藤井座長 いかがでしょうか。ご不明な点、確認したい、ありますか、いかがですか。よろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 伊藤ですけれども、この事業を上落合で実施します。このような活動をほかの地区まで広げるような予定があるのか、ないのか、私はちょっと疑問に思いました。

藤井座長 その点いかがですか。ここを踏まえてパイロットケースで、その後新宿区内全般に展開されるという事業の継続性とか、その点、ポイントになると思いますが。

事務局 具体的に、どこで、という話は聞いていないのですけれども、今回1年目実施してみて、うまくいったらほかの地域もという考えはお持ちだということはおっしゃっていました。

以上です。

藤井座長 その点、評価のほうに関わる。発展性とか成長性に関わることですが、ほかは何かございませんでしょうか。

大柳委員 関連でよろしいでしょうか。今、私が申し上げた点と関連するのですけれども、必ずしも上落合でなくても、木密地域なんていうのは新宿区内で幾つもあるので、そういうことであればちょっと方向転換してほかのエリアでも、ここには上落合と書いていますけれども、できますというようなところも、もし確認できていればちょっと教えてほしいのですけれども、どうでしょうか。起動しているというか、柔軟性があるのかどうか、事業に対して。

事務局 確かに事務局としても何で上落合なのかというところは聞いたのですが、明確にこれこれこうだから上落合ですという回答ではなかったもので、二次評価の中で別地域での実施を確認いただければと思います。

地域コミュニティ課長 そうですね、プレゼンテーションのときに。

大柳委員 明確にすればよろしいですかね。

地域コミュニティ課長 はい。

大柳委員 はい、わかりました。失礼しました。

藤井座長 ほかはいかがですか。よろしいですか。いいですか。

大柳委員 はい、ありがとうございました。

藤井座長 それでは、続いて第6番目です。チーム・フランポネの申請事業について説明をお願いします。

事務局 申請番号6、団体名、チーム・フランポネの申請事業、「新宿国際交流漫才大会S-1グランプリ」について、申請事業の概要を説明いたします。

本事業は、芸人の視点でお笑い掛ける新しい多文化共生を提案するというテーマで、外国人留学生と区民がお笑いを通じた交流を促進させ、外国人に対する差別意識の軽減を目的としている事業です。

実施事業は、新宿区にある日本語学校や日本語教室10校で漫才作成講座を実施する。もう一つが、外国人留学生による漫才大会新宿国際交流漫才大会S-1グランプリの開催です。漫才作成講座では各学校で2回ずつ授業を行って、2分間の漫才の作成を目指すという講座となっております。

事業の対象者としては、新宿区在住・在学の留学生、外国人の留学生（日本人）を対象としています。

事務局からは以上です。

藤井座長 この事業について不明な点、確認したいという点がありましたらどうぞ。

田中委員。

田中委員 田中です。211ページの上のほうの学校ではというところに、「心ない人から差別的な誹謗中傷が行われている」と書いてありますが、この根拠と214ページの上に豊島区では障害者や子どもも入れて実施したとあるのですが、新宿区では外国人留学生と日本人と記載があるのですが、障害者や子どもが含まれるのかというところがちょっと気になりました。

藤井座長 この点について、何か確認されている点がありますか。まず第1点が213ページ、心ない人からの差別的な誹謗中傷。問題意識ですね。

事務局 211ページのほうは表記はこれでいいのですかという確認はしていますが、そのまま修正がなかったのではという状況なのです。

藤井座長 214ページの豊島区の、これはD-1プロジェクトの団体。申請段階で障害者、小中学生が参加する。対象者に入っていなかった。

地域コミュニティ課長 申請の段階では、今回はあくまでも日本語学校の学生さんということで申請が出ておりました。

藤井座長 ということですね。それを踏まえてご判断いただくという形。ほかに何かご不明な点、確認したい点は。

関口委員 細かなことなのですけれども、マヌー島岡さんと島岡学さんは同一人物でいいのですか。

藤井座長 220ページの括弧書きですか。

関口委員 別に芸名を使うこと自体はあれですけれども、やはり正式な文書は、同一人物であれば、島岡学さんが正しいお名前なのであれば、そちらに統一していただいたほうが、2人いらっしゃるのかなという気がいたしました。

藤井座長 この点は、ご確認は。

事務局 マヌー島岡のほうがいわゆる芸名になります。

藤井座長 申請書には本名で書かれているのですが、連絡者氏名、団体の概要は芸名となっている。この齟齬というか、それについての確認はされていないということ。同一人物であるのであれば、書類上統一性を持たせた方が良いでしょう。

地域コミュニティ課長 申請書、あるいは団体概要書を本名で統一をすべきだと事務局

としても考えます。

藤井座長 ほかに何かご不明な点、ご質問はありますか。

よろしければ、それでは次、第7番目、シャンティ国際ボランティア会の申請書について説明をお願いします。

事務局 申請番号7、団体名、シャンティ国際ボランティア会、申請事業「四谷四丁目における親子防災減災推進事業」について、概要を説明いたします。

本事業は、四谷四丁目地域において、市民活動を行う施設や団体がつながり、災害時の協力関係・協力体制を強化するきっかけをつくること。また、新宿区のほかの地域にも防災減災の波及させていく足がかりとすることを目的としている事業です。

実施事業としては、子ども食堂で学ぶ防災とまち歩き振り返り会の二つです。子ども食堂で学ぶ防災では、地域を防災視点で歩き、防災倉庫や避難所など防災設備や危険な箇所を再確認する防災まち歩きを行う。防災まち歩きで歩いたコースを地図に起こし、見つけた施設や危険な箇所を可視化することで気づきを共有する。これを、防災害図上訓練を行います。2点目のまち歩き振り返り会では、防災まち歩きと災害図上訓練の活動報告とその際に出た意見や課題の共有を行います。

事業の対象者は、子ども食堂の利用者、あとスタッフ、あと防災区民組織、地域住民、NPOを対象としております。

事務局からは以上です。

藤井座長 国際ボランティア会の事業について説明いただきました。ご不明な点、確認したい点、ご質問がございましたらどうぞお願いします。

平野委員。

平野委員 これも新宿区の防災についてお伺いしたいのですが、一般的な私はこちらのほうの知識がなくてわからないのですが、災害図上訓練というのが236ページに事業目的に書かれていて、DIGと書いてあって、これは一般的に効果のあるものなのでしょうか。私素人なので、よくわからないのだけれども。

藤井座長 これについて、地域コミュニティ課長。

地域コミュニティ課長 実際に避難所の開設ですとか、今回の場合災害ボランティアセンターの開設ですとか運営といったときに、実際のこのアクションでやるというようなもの非常に重要なのですが、今回コロナなんかの中ではあくまでも机上で、図上でやるというようなシミュレーションも効果があるということで、両方組み合わせでやるというの

が一般的にはやっているものでございますので、区も図上訓練については避難所、防災区民組織の方と一緒に図上訓練なんていうのはやってございます。

ただ、実際に開設をして、トイレの組み立てというようなところをやっていかないと、両方併せてやっていかないと、実際には対応ができないと言われております。

平野委員 ありがとうございます。

藤井座長 これはよく新宿区の小学校とかでこうしたマッピングはやったりしているのですか。そうしたら先駆性があるということなのでしょうか。

地域コミュニティ課長。

地域コミュニティ課長 先駆性がどうかといいますと、防災のまち歩きのものは、各地区でももうやってございまして、恐らく区内10地区でやっていないところはないかと思えます。

藤井座長 はい、わかりました。ほかに何かご質問とかありますでしょうか、確認とか。よろしいですか。

それでは、これで最後になりますが第8番目、ナンバー8のえがおさんさんの申請事業について説明をお願いします。

事務局 申請番号8、団体名、えがおさんさんの申請事業、「秋まつり」について概要を説明いたします。

重い障害のお子さん育てる家族には、疾病や症状、医療的ケア、医療機器、マンパワーといった課題から外出のハードルが高く、保護者側にも安心して楽しめるイベントの参加は難しいといった事情から孤立しがちであるということ。保護者側も安心して楽しめるイベントの参加は難しいといった背景を踏まえまして、子どもの体調管理や日常の身体介護も安心して実施しながら参加できるイベントを開催するというのが目的の事業です。

実施事業としては区内の学校等で難病、障害のある本人とあと家族向けに有志のボランティアが開催する秋まつりを開催することです。その秋まつりでは室内でのお祭りの開催、外部講師、学生ボランティアによる出し物。あと縁日の体験、ゲームの体験。おもちゃなど機器の体験ブース、こういったものを展開する予定でございます。

事業の対象者としては、障害のある児者とそのご家族、あと開催する地域の方を対象としております。

事務局からは以上です。

藤井座長 それでは、今、説明がありましたえがおさんさんの申請事業について確認さ



りたい点、ご不明な点、質問がございましたらどうぞお願いします。

田中委員。

田中委員 田中です。296ページにあります。下のほうなのですが、作業療法士によるスイッチとかありますが、この医療従事者はどこから確保するのかというところと、あと活動内容のところの参加予定人数が延べ200人となっているのですが、この事業は訪問看護とかやっていると思うのですけれども、訪問看護の自分の事業以外からも参加を予定しているのかというところと。3点目は少ししつこいのですが、②の地域課題・社会的課題の下のほうに、「区内にはまだ医療福祉、教育等のサービスを十分に受けられていないご家族もいる」と書いているのです。その次のページの299ページの⑦の一番下に「地域支援を受け入れられていない家族も拾えるようにしたい」とあるのですが、これは障害者福祉を受け入れられていなければちょっと問題かなと思うのですけれども、具体的にどういったサービス。プラスアルファの部分なのか、どういったサービスのことを言っているのかというところがちょっと知りたい。

藤井座長 その点は申請時にご確認されましたか。

地域コミュニティ課長 まず、今の福祉サービスの支援が届いていないといった部分については、申請時には確認を、どういう根拠なのかというようなどころについては確認をさせていただきますので、それは団体のほうに説明をするように伝えたいと思っています。

それから、医療スタッフの部分については、これは団体の職員という。基本的には医療スタッフは団体のほうの職員、あるいは委託をするのか。基本的には団体のほうで対応するというようなことで聞いてございます。

藤井座長 事業内容のところにも密接に関わると思うのですが、医療従事者の参加について、その点はこの団体のスタッフの中で、いるということなのですね。その前提なのですね。

田中委員 これ、スタッフといいますか、参加予定人数の200名の中に訪問看護。グループホームの訪問看護利用者以外も含まれているのかというところが、自分のところの訪問看護の利用者だけであれば限られたことになるのですが、幅広く障害者を拾っているのかなというところが3点でございます。

藤井座長 既存の訪問看護のさらに普通のクライアント以外も含めて事業対象者になっているのかどうかということ。

地域コミュニティ課長 それはちょっと団体に確認をした上でにさせていただきたいと

思います。

藤井座長 二次評価でそれを確認する。

地域コミュニティ課長 はい。事務局のほうでは申請のときには確認してございませんので。

藤井座長 ほかは何かご質問はありませんでしょうか。ないようでしたら、それではこの8団体についての一次評価を進めていくということで。

村上課長、よろしくをお願いします。

地域コミュニティ課長 先ほど出た質問で申請番号が2番の団体の41ページの部分でございますけれども、小中学校へ今現在実施している文化庁の事業について、今も継続しているのかどうかというようなご質問があったところなのですが、教育委員会に確認したところ、23年度も引き続き実施しているということで回答いただいていますので報告させていただきます。

藤井座長 では、それを踏まえてということですね。以上で8団体についてのご協議をいただきましたが、全体を通して意見、コメントがある方がいらっしゃいましたらお願いいたします。

ないようでしたら、では事務局のほうでお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。全ての団体の協議が終了しましたので、お配りしております評価表への採点結果の記入をお願いします。記入が終わりましたら事務局で回収いたしますので挙手にてお知らせください。よろしくをお願いします。

関口委員 これは今日結果を出すのですよね。

地域コミュニティ課長 はいそうです。一次評価時の協議であがった不明な点と確認事項は、必ず団体のほうに伝えまして、それを含めてプレゼンテーションをしていただきます。

(中 断)

藤井座長 それでは、事務局のほうで一次評価の評価表の回収が終わったようですので集計作業中に次の議題(4)一般事業助成 二次評価(公開プレゼンテーション)の実施について、事務局をお願いします。

地域コミュニティ課長 今集計してございますけれども、二次のプレゼンテーションのやり方について説明させていただきます。

藤井座長 はい、お願いします。

事務局 私のほうからご説明をさせていただきます。二次評価、公開プレゼンテーションの実施についてご説明をさせていただきます。

資料6「一般事業助成二次評価（プレゼンテーション）の実施について」という資料をご覧ください。こちらの資料につきましては、一次評価を通過した団体に対して二次評価に向けての説明資料として今後お渡しをしていく予定です。

公開プレゼンテーションの日時ですが、5月30日火曜日の午後1時30分から開始をさせていただきます。それに先立ちまして事務局から事前説明を行うために、委員の皆様には午後1時20分までに会場となります新宿区役所本庁舎6階第2委員会室にお集まりをいただきますようお願いをいたします。

続いて、資料の項番の2、プレゼンテーションの実施内容についてです。1の参加方法ですが、最初の登壇団体以外は、記載のとおり15分前までにご来場いただく予定になっております。プレゼンテーションの開始時間に来場されなかった団体につきましては、棄権したものとみなし助成対象団体から除外をいたします。

2の項番の2、プレゼンテーションについてです。プレゼンテーションは1団体当たり発表時間15分、質問時間15分の合計30分で実施をさせていただきます。その後の採点、それから入れ替え時間のインターバル5分を合わせて合計35分で1セットという形になってございます。プレゼンテーションでは本日の一次評価で上がった質問への回答も含めてプレゼンテーションを行うよう通知を団体にいたします。その後の質疑応答については、委員による個別質問制とさせていただきます。

それから、プレゼンテーションの方法については自由ですが、パソコンやプロジェクターをお使いになる場合は、区が用意する機器を各団体に使っていただきます。

次に、3、傍聴・公開についてです。プレゼンテーションは公開のため、会場は傍聴者の出入りは基本的に自由という形になってございます。

続いて、資料の裏面をご覧ください。当日のスケジュールになってございます。終了時間については、こちらは今17時ごろと記載をさせていただいていますが、これから通過団体数を決めてまいりますので、まだ確定してはいませんので、仮の時間ということで入れさせていただいております。団体数によっては1団体で35分間程度かかりますので、その時間で前後するような形になろうかと思っております。

全ての団体のプレゼンテーションが終了しましたら一旦閉会をさせていただきます。閉会直後から採点整理のお時間を設けますが、あまり時間がありませんので、可能でしたら

評価につきましては、各委員には各団体のプレゼンテーションごとに行っていただきますようお願いをいたします。

それから、評価表の記入が終わられた方から事務局にご提出をいただき、適宜休憩をおとりください。その間に事務局で集計作業を行いまして、会議を再開して評価結果についてご報告をさせていただきます。最後に二次評価の評価基準に基づいた結果を確認させていただきますまして会議は終了となります。

二次評価（公開プレゼンテーション）の実施概要についての説明は以上となります。よろしくをお願いします。

藤井座長 今事務局から二次評価（公開プレゼンテーション）の実施概要について説明をいただきました。二次評価は5月30日にプレゼンテーションを実施すると。1団体当たりのプレゼンテーションは15分、質疑応答15分。そして、質疑応答では個別質問制で申請書、プレゼンテーションの内容から質疑を行うと、こういうことでした。

委員の皆様から何か質問や不明な点、あるいはご意見がございましたらどうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

関口委員、お願いします。

関口委員 確認なのですが、代表質問制ではないので、これまで1回我々からエクセルとかで質問を出して集約作業というのをやっていたかと思っておりますけれども、今回はそれはなし、省くということですか。

地域コミュニティ課長 なしで。ただ、一次評価であがった、事前質問については、団体に送付するので、二次評価の際に配布します。

関口委員 もうあとは、我々は基本的には当日出席して、聞きたいことを温めておくということですね、各自が。

地域コミュニティ課長 はい。

関口委員 わかりました。ありがとうございます。

藤井座長 その点、重複する質問というのはできるだけ避けながら、委員で質問をしていただくと、そういうことになりますでしょうか。

伊藤委員 前回までは全員の質問をたしか集めていたよね。

大柳委員 そっちのほうが何かいいような気がしますね。

伊藤委員 それでどんな質問が出るのかなと見たりして。質問の中でダブっているのがあれば自分の質問が当たったときに、その質問までやってやったりとか。

大柳委員 去年は15分でも結構足りなかった。それをやっても何か足りなかった印象があったので、何か先ほど関口委員がおっしゃったように事前に集めてやるのも何かいいかななんて。15分だと多分みんな聞き出すと終わらなくなる。

地域コミュニティ課長 そうすると誰が質問するのかを決めるということになりますか。

伊藤委員 ならない。どんな質問がみんなあるのかという話だけだから。

藤井座長 それを事前に協議をすると。

伊藤委員 うん。

藤井座長 そういふのがありましたね。

大柳委員 事務局に近い立場の人間なのにこんなに聞いてはいけないのだけれども、フリーということは皆さん一応質問を持って来て、15分という枠があるわけじゃないですか。それを超える可能性もあっていいよということになるのですか。

地域コミュニティ課長 基本的には進行上15分までということにさせていただきたいのですけれども。

大柳委員 そうすると、やはり前回みたいに一定程度取捨選択してみたほうがいいような。前は事前にもらっておいて、おさまるように何か調整していたような気がしたのだけれども。

伊藤委員 そう、そう。

藤井座長 質問はその場でそれぞれ委員が付度をしながら。集約だけはすると。

伊藤委員 ただ集めて羅列しておくだけ。そこで作業は何もしなくて良いと思います。

関口委員 私もいいですか。なぜ確かにカットしたかという、その集約作業が事務局の負担になるというのと、あと委員のほうもだいぶ前にその締め切りが設定されるので、実質あと1週間ぐらい。1~2週間で質問を出し切らなければいけないというところもあって、結果代表質問制をとらないのであればそこまでやらなくてもいいんじゃないかということになったのと、あと結局当日のプレゼンテーション内容が質問票。事前に今まとめても、聞いていない段階で想定しているので、結局書類に基づく質問しか出て来なくて、それだったらコスパを考えると当日のプレゼンテーション内容を聞いたその場で質問したい人もいるだろうからという調整の結果、とりあえず今回はなしでやってみようということだったかなと思います。

もちろん復活するのも一案なのですが、自分たちの首を絞めることにもなるので、そこは要検討かなと。

大柳委員 あとは付度して、それぞれが15分に収まるように有効活用されるという。

伊藤委員 あとは質問の内容が当日のプレゼンテーションに引っ張られるという話だよ  
ね、今回のここでいろいろ考えているのが。

地域コミュニティ課長 実際に今、関口委員がおっしゃっていただきましたけれども、  
代表で決めないでプレゼンテーションを聞いて質問したい内容で質問されるのが自然なの  
かなという気もしなくもないかと。

大柳委員 代表だったから違うやり方をしたのか。

藤井座長 前年度にならっての方式を進めていただければと思います。

大柳委員 はい、わかりました。

藤井座長 事前に個別質問を集約してまとめていただいて、それを委員で共有して、そ  
れぞれ質問事項については別に名前を付しているわけではなかったですよ。それぞれの  
質問事項については書かれた方が認識されているので、それを見ながら挙手制で質問をし  
て、落ち穂拾いというか、最後、誰も質問されないようなところが残れば、どなたかがま  
た質問されたというふうに臨機に対応されていたような気がします。

その中で15分の中で、先ほどコスパとありましたけれども、時間の限られた中で意見  
を質問するという、そういう進め方をしていたと思いますが。

地域コミュニティ課長 では、事前に一応集約はして、誰のご質問なのかを名前を書い  
て皆さんに共有を当日するという事によろしいですか。

藤井座長 名前は書いておりましたか。

伊藤委員 書く。

藤井座長 書いていた、書いていた。委員ごとの質問事項を名指しでということですね。

平野委員。

平野委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、これ、以前も同じ議論をして、それ  
は15分で誰が書いたか、次に、どういう質問を誰が質問するかという話になって、それ  
で代表を選ぶと、全員が質問できないという話になって順番で質問していくことになっ  
たと記憶している。それならばプレゼンテーションを聞いて、それに対して質問をするとい  
うことではなくて、書類評価時点での質問をしなくちゃいけないということなのですか。

藤井座長 いや、そんなことはないです。

平野委員 では何のための質問を共有することになるのでしょうか。

藤井座長 それは、要は質問事項が重複したり、そういうことを同じような問題意識で

質問したりということではなかったでしょうか。

関口委員 私の提案なのですけれども、質問の集計はなしで行きませんか。今からまたオペレーションが変わると。ない前提だったのですよね、事務局案としては、とりあえず今日の段階では。

地域コミュニティ課長 そうですね。事務局としてはない前提で、個別質問制という選択をした時点でもうないのかなと。1人の人が質問をして、自分もしたいと思っていた質問が出たら、それは遠慮するという。

関口委員 それは当然と言ったら当然なので。それでよくないですかというのが、私の意見です。また新たな負担が出て来るとお互い大変なので。

藤井座長 ちょっと僕も混乱しているので。全くなかったのですよね、前は。わかりました。

大柳委員 事前提出はなし。

伊藤委員 なし。

藤井座長 では、なしでよろしいですね。

地域コミュニティ課長 では、座長、一度5分ぐらい休憩を。

藤井座長 休憩入れますか、5分程度でお願いします。

(休憩)

藤井座長 それでは、集計が終わったようです。一次評価の結果発表に移ります。事務局、お願いいたします。

事務局 皆様、お待たせいたしました。お配りさせていただきました資料をもとに説明させていただきます。

一次評価の結果は、申請番号1の団体が334点、2の団体が357点、3の団体は350点、4の団体が391点、5の団体が364点、6の団体が351点、7の団体が361点、8の団体が392点という結果でございました。

一次評価は1人70点、座長を除く7名の委員が評価を行いますので490点満点で5割以上、245点以上獲得した団体が通過となりますので、今回8団体全て通過という結果になりました。

以上を踏まえまして、一次通過団体について再度ご協議いただければと思います。よろしく申し上げます。

藤井座長 一次評価の通過団体について、それではご協議をお願いいたします。改めて

ですが、一次評価は総得点の5割以上が基準で、通過団体数の基準はありません。

それでは、そのように進ませていただきますが、事務局。

事務局 それでは、委員の皆様には評価いただいた内容を踏まえまして、今日、明日中に団体に結果を通知させていただいて、二次の準備を行っていただくよう通知させていただく予定です。

以上です。

藤井座長 平野委員が中座されましたので、結果についてはご連絡ください。

最後に次回の開催について、事務局からお願いします。

地域コミュニティ課長 皆様、お疲れさまでした。次回、第2回の協働支援会議は5月30日火曜日1時20分までにこの第2委員会室、このお部屋にご参集いただきますようお願いいたします。

議題は二次評価ということで、8団体の公開プレゼンテーションを行う予定でございます。どうぞ評価のほうをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

藤井座長 それでは、本日は非常に大変進行管理が不行き届きで大分オーバーしてしまいました。本当に申し訳ありませんでした。皆様、ありがとうございました。

地域コミュニティ課長 どうもありがとうございました。

— 了 —